

## 4 山日漁調指示第 4 号

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 120 条第 1 項の規定に基づき、曲建網漁業の漁具及び漁法の制限について、次のとおり指示する。

令和 4 年 6 月 8 日

山口県日本海海区漁業調整委員会  
会 長 濱本 幾男

### 1 指示する内容

#### (1) 曲建網漁業の漁具、漁法の制限

- ア 敷設する漁具の規模は、浮子方総延長 450メートル以下（垣網を含む。）のものでなければならない。
- イ 漁具は、P型（の字型）又は傘型に屈曲して敷設しなければならない。
- ウ 漁具は、一潮以上移動しないようにしなければならない。
- エ 投網及び揚網は、日没から日の出までの間には行ってはならない。
- オ 火光等を利用して、威嚇して操業してはならない。
- カ 操業の休止又は漁場の移動のために漁具を撤去する場合は、身網と同時に垣網も撤去しなければならない。

#### (2) 制限する海域

山口県日本海海区

### 2 指示の有効期間

令和 4 年 7 月 1 日から令和 7 年 6 月 30 日まで